

特定利用者情報の取扱いに関する 規律に対する意見

2022年7月1日

一般社団法人 日本経済団体連合会
デジタルエコノミー推進委員会 企画部会
データ戦略WG主査 若目田 光生

はじめに

本日申し述べる以下意見は、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第1回）事務局資料「特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細における検討事項」について、経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WGの委員への照会で得た意見を例示するものです。時間的制約もあり、同WGにおける議論を経て、意見をとりとまとめたものではない点、お含みおきください。

検討事項①：規律の対象

- 規律の対象となる事業者の基準については、規律の目的を達成する観点からも、広範なステークホルダーの意見を聴いたうえで、実態に即した判断基準を検討すべき。
- 公平な競争環境を担保する観点から、域外適用の実効性をどのように確保するのか検討すべき。
- 対象外となる「電気通信事業を営む者」に対する規律については、特定利用者情報の適正な取り扱いに関するベストプラクティスを記載したガイドライン等を通じて、普及啓発すべき。

検討事項①：規律の対象

- 休眠している利用者や単にサイトを閲覧するだけの利用者をカウントの対象とするのではなく、アクティブ利用者数をカウントすべき。
- 「1,000万」の利用者数の定義の方向性を一定程度明確化した上で、詳細な定義・運用については実態も踏まえ、企業側の裁量に任せるべき。例えば「月間平均のアクティブユーザーアカウント数が1,000万以上」程度の定義にとどめ、アクティブユーザーの具体的な定義は各企業に任せることが適当ではないか。

検討事項④：規律対象者指定時の報告内容

- 規律の対象外の事業者を含め、毎報告年度経過後ひと月以内に報告を行うことが適当か、事業者の実態を踏まえ、意見を十分に聴いたうえで検討すべき。
- 例えば「基準の900万人を超えた時点で一度報告すれば、当該基準を切らない限り毎年度報告する必要がない」など、事業者に過度な負担を負わせない手法を検討すべき。

検討事項④：規律対象者指定時の報告内容

- 4月を報告年度として定めることが検討されているが、各社の決算年度やサービスの開始時期は様々。基準となる年度と報告月は、企業の決算月としてはどうか。
- 「書面により報告」とあるが、閣議決定されているデジタル5原則に基づき、書面ではなく電子的な方法による報告を原則とすべき。
- 利用者の状況を報告する際、当該規制の趣旨に鑑み、「900万以上～1,000万未満」でよいのではないか。

検討事項⑥：情報取扱規程の詳細

- 各社が整備済みの情報取扱規程等につき、**求められる事項を充足していれば、その旨を報告する運用でよい**のではないか。
- 情報取扱規程の変更に伴う届出は、**法の趣旨に照らし、影響があると考え得る時だけに限定すべき**ではないか。

検討事項⑦：情報取扱方針の詳細

- 既に多くの企業が情報の取扱いに関する方針を策定している現状に鑑み、一概に新たな指針の策定・公表を求めるのではなく、要件に該当し得るのであれば、既存の方針や国際標準など国際的な基準等も認めるべきではないか。
- 「利用者情報を保管するサーバーの所在国」や「外国にある第三者へ特定利用者情報を提供、委託、事業継承、共同利用する場合の第三者の所在国」について事業者がリアルタイムで所在国を特定することが実際に可能か、実効性を検証すべきではないか。

検討事項⑦：情報取扱方針の詳細

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する各国・地域の制度を公表。電気通信事業法においても、各国の電気通信事業に関する法制度を調査・公表してはどうか。
- 情報取扱方針に記載するパブリッククラウドサービスの利用実態の記載のあり方を検討すべき。
- 情報取扱方針の記載事項として、個人情報保護法の運用や企業の実態を踏まえ、海外からデータアクセスを行う場合について、検討を深めるべき。

検討事項⑧：特定利用者情報の取扱状況の評価

- わが国がEUのGDPRの十分性認定を受けていることを踏まえ、GDPR遵守のために行うデータ保護影響評価等でも互換できるように検討すべきではないか。
- 企業によっては、企業集団全体として評価することも認めるべきではないか。

検討事項⑨：特定利用者情報統括管理者の要件

- 特定利用者情報の取扱い責任者の要件について、目的に照らして適切と考えられる基準を検討すべき。
- 「特定利用者情報統括管理者」の役職名を明示的に求めるのではなく、実質的な役割が同等であれば、その役職の人物を当該役割を担う者として認める運用とすべき。

検討事項⑩：事故報告の対象となる特定利用者情報

- 漏洩時の報告について、個人情報保護法における個人データの漏洩報告と二重の運用になることは避けるべき。
- 個人情報保護法における漏洩報告は必要でないものの、電気通信事業法では漏洩報告が必要となる場合を例示すべき。

例1) 漏洩した情報が仮名加工情報であり、
特定利用者情報でもある場合

例2) ユーザー数が900人（1,000人以下）であるものの、
アカウント数が1,000件を超える場合

Keidanren
Policy & Action